

## 現要綱と寝屋川流域協議会規約 比較表

現 要 綱	規 約 素 案	備 考
<p>(目的) 第1条 本協議会は、寝屋川流域の都市化の進展に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減を図るとともに良好な水環境の創出を図り、もって流域の環境改善に資することを目的とする。</p>	<p>(目的及び設置) 第1条 本協議会（以下「協議会」という。）は、寝屋川流域の都市化の進展や気候変動等に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減と良好な水環境の創出を図り、流域の環境改善に資することを目的とし、特定都市河川浸水被害対策法第7条の規定に基づき設置する。</p> <p>(名称) 第2条 協議会の名称は、寝屋川流域協議会とする。</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い、「気候変動」「特定都市河川浸水被害対策法第七条に基づき設置する」を追記</p> <p>協議会の名称を位置づけ</p>

現 要 綱	規 約 素 案	備 考
<p>(所掌事項及び事業)</p> <p>第2条 協議会の所掌事項及び事業は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 治水施設並びに雨水流出抑制施設の整備、流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保等について総合的な治水対策を協議し、水害に対し安全な街づくりの効果的な施策を実行するため、寝屋川流域水害対策計画（流域整備計画・都市水防災計画）等を策定すること。</p> <p>(2) 寝屋川流域水害対策計画（流域整備計画・都市水防災計画）等の推進に関すること。</p> <p>(3) 寝屋川流域の水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施し、良好な水環境の創出を図り、人々が水辺に親しめる川づくりを進める観点から、寝屋川流域の水環境改善に係る計画（以下「水環境改善計画」という）を策定すること。</p> <p>(4) 水環境改善計画の推進に関すること。</p> <p>(5) 生駒山系の森林の保全により土砂災害に対する安全性の向上を図るとともに良好な都市環境を創出するため、生駒山系グリーンベルト整備事業を推進すること。</p> <p>(6) 前各号の施策の他、大規模水害タイムライン（防災行動計画）等を策定すること。</p> <p>(7) 前各号について、流域住民に対する理解と協力を求める広報に関すること。</p> <p>(8) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。</p>	<p>(協議会の実施事項)</p> <p>第3条 協議会の実施事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるための治水対策「流域治水」を計画的に実施するため、流域治水プロジェクトの推進に関する検討・情報共有を行うこと。</p> <p>(2) 治水施設並びに雨水流出抑制施設の整備、流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保、防災情報の提供など、流域住民の避難行動支援等の総合的な治水対策を協議し、水害に対し安全な街づくりの効果的な施策を実行するため、寝屋川流域水害対策計画を策定すること。</p> <p>(3) 寝屋川流域水害対策計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。</p> <p>(4) 寝屋川流域の水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施し、良好な水環境の創出を図り、人々が水辺に親しめる川づくりを進める観点から、部会で策定された寝屋川流域水環境改善計画の報告を受けること。</p> <p>(5) 寝屋川流域水環境改善計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。</p> <p>(6) 生駒山系の森林の保全により、土砂災害に対する安全性の向上を図るとともに、良好な都市環境を創出するため、生駒山系グリーンベルト整備事業の推進に関する検討・情報共有を行うこと。</p> <p>(7) 部会で策定された大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の報告を受けること。</p> <p>(8) 大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の推進に関する検討・情報共有を行うこと。</p> <p>(9) 前各号について、流域住民に対する理解と協力を求める広報に関すること。</p> <p>(10) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。</p>	<p>・流域治水プロジェクトの推進に関する事項を追記</p> <p>・流域水害対策計画のソフト対策に関する内容を追記</p> <p>・寝屋川流域協議会における実施事項を明確にするため修正</p> <p>・計画名を正式名称に修正</p> <p>・寝屋川流域協議会における実施事項を明確にするため修正</p> <p>・寝屋川流域協議会における実施事項を明確にするため修正</p> <p>・平成30年度に大規模水害タイムラインを策定し、運用を行っていることから修正</p>

現 要 綱	規 約 素 案	備 考
<p>(協議会の組織)</p> <p>第3条 協議会は会長、委員及び顧問をもって組織する。</p> <p>2) 会長は大阪府都市整備部長の職にある者をもってあてる。</p> <p>3) 委員は別表1に掲げる者とする。ただし、あらかじめ委員が指名する者がある場合は、その者が職務を代行する。</p> <p>4) 顧問は国土交通省近畿地方整備局河川部長、建政部長及び淀川河川事務所長の職にある者とする。</p> <p>5) 会長は必要があるときは別表に掲げる者以外の参加を求めることができる。</p> <p>6) 協議会の開催については、委員の過半数以上の出席をもって、成立するものとする。</p> <p>7) 協議会の開催について、天災や危機事象などの特別な理由がある場合は、事前に会長、委員及び顧問全員の承諾があるときは、書面開催の上、決議することができる。</p> <p>(会長の職務)</p> <p>第4条 会長は本協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>2) 会長に事故のある時は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。</p>	<p>(協議会の構成)</p> <p>第4条 協議会は、別表第1の職にある者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事を充てる。</p> <p>3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、別表第2の職にある会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 協議会には必要に応じ、第1項の構成員の過半数の承認を得たうえで、構成員を追加することができる。</p> <p>5 会長は、必要に応じて別表第1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。</p> <p>6 第1項の構成員が協議会に出席できない場合は、構成員が認める者を代理出席させることができる。</p> <p>7 協議会は、第1項の構成員の過半数の出席をもって、開催することができる。</p> <p>8 協議会は、第1項の構成員の過半数の承認を得て、書面により開催することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 構成員を変更</li> <li>• 会長の代理を明確にするため追記</li> <li>• 構成員の追加については、構成員の承認が必要であることを追記</li> <li>• 協議会を書面開催する際の条件を追記</li> </ul> <p>第3条と合わせて記載</p>

現 要 綱	規 約 素 案	備 考
<p>(部会)</p> <p>第5条 協議会の円滑な運営に資するため、総合治水部会、水環境部会、グリーンベルト部会及び大規模水害タイムライン策定部会の4部会を設置する。</p> <p>2) 部会は別表1および2に掲げる者をもって組織する。</p> <p>3) 総合治水部会長、水環境部会長、グリーンベルト部会長及び大規模水害タイムライン策定部会長には大阪府都市整備部河川室長の職にある者をもってあてる。</p> <p>4) 部会長は協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い、協議会の円滑な運営に資するものとする。</p> <p>5) 部会長は第2条に定める所掌事項及び事業の推進にあたり、高度に専門的な知識が必要となる場合等、必要があるときは別表に掲げるもの以外の参加、助言を求めることができる。</p>	<p>(部会の構成)</p> <p>第5条 協議会の円滑な運営のため、「総合治水部会」、「水環境部会」、「グリーンベルト部会」及び「大規模水害タイムライン部会」の4つの部会(以下「4部会」という。)を設置する。</p> <p>2 各部会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。</p> <p>3 4部会の部会長には、大阪府都市整備部河川室長の職にある者をもって充てる。部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。</p> <p>4 協議会の円滑な運営に資するため、部会長は協議会の実施事項について、あらかじめ協議を行うものとする。</p> <p>5 部会長は、必要に応じて別表第3の職にある者以外の者の部会への参加を求めることができる。</p> <p>(ワーキンググループの設置)</p> <p>第6条 部会長は、必要に応じワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに協議会のホームページに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>・「大規模水害タイムライン策定部会」を「大規模水害タイムライン部会」に改称</p> <p>・構成員を変更</p> <p>・ワーキンググループの設置を明確にするため追記</p> <p>・あらゆる関係者が協働して流域治水を推進するにあたり、流域治水プロジェクトの取組みに関する事項を民間事業者・住民等へ周知するため、協議会資料等の公表について追記</p>

現 要 綱	規 約 素 案	備 考
<p>(経費) 第6条 協議会の経費は、別表1に掲げる地方公共団体の負担金や、その他の収入によってまかなう。 2) 協議会の会計を監査するため、協議会に監事を置く。 3) 監事は1名とし、委員が互選する。</p> <p>(事務局) 第7条 協議会の事務局は大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。 2) 総合治水部会の事務局は大阪府都市整備部河川室河川整備課に、水環境部会の事務局は大阪府都市整備部河川室河川環境課に、グリーンベルト部会の事務局は大阪府都市整備部河川室河川環境課に、大規模水害タイムライン策定部会の事務局は大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。</p> <p>(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮り、これを定める。</p>	<p>(経費) 第8条 協議会の経費は、別表第1に掲げる地方公共団体の負担金やその他の収入によってまかなう。 2 協議会の会計は、大阪府都市整備部河川室河川整備課が行う。 3 会計を監査するため、協議会に監事を置く。 4 監事は任期を1年とし、構成員が互選する。</p> <p>(事務局) 第9条 協議会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。 2 総合治水部会及び大規模水害タイムライン部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に、水環境部会及びグリーンベルト部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川環境課に置く。 3 事務局は、協議会の議決をもって負担金等の収入及び経費の支出を行うこととするが、当該年度の協議会の議決前に経費支出の必要が生じた際は、協議会の事業目的に適用のものに限り、前年度の繰越金の範囲内で支出することができるものとする。</p> <p>(その他) 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>	<p>・会計担当を明記</p> <p>・例年、協議会での現年予算承認前に、四部会合同会議並びに協議会の会議費や協議会主催の広報イベント開催にかかる経費支出が生じるため、その支出について追記</p>